

舞 鶴 総 第 228 号  
令 和 2 年 3 月 5 日

舞鶴市議会議長  
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 2 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

令和 2 年 3 月 4 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の修理に要する費用のうち 90 パーセント相当額(152,153 円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方自動車が市道を走行中、市の管理瑕疵により剝離していたアスファルト舗装が車両の重みで跳ね上がり、車両が損傷した。

3 発生年月日

平成 31 年 3 月 30 日

4 発生場所

舞鶴市字引土地内

市道引土境谷線